

広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第二十四号

##### 広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金条例を廃止する条例

広島県中山間ふるさと・水と土の保全基金条例（平成五年広島県条例第一号）は、廃止する。

##### 附 則

この条例は、平成二十二年六月一日から施行する。